



守っていますか？自転車の交通ルール

自転車は運転免許がいない「車両」です。
交通ルールをしっかりと守って安全に利用しましょう。

車道では原則左側通行です 歩道では歩行者が優先です

自転車は「車両」です。道路を通行する際は、原則**左側通行**です。

右の標識のある歩道では自転車は通行できますが、それ以外の歩道では、13歳～69歳の方は歩道の通行は原則できません。



歩道を歩行者が通行している場合は道を譲りましょう。

- スピードを出して走る
 - ベルを鳴らして歩行者をどかせる
 - 2列3列で走る
- ことはやめましょう。

夜間はライトをつけましょう

夜間に自転車を運転するときは必ずライトをつけましょう。また、**反射材**をつけて、自分の存在を知らせましょう。

ヘルメットを着けましょう

自転車乗車中の交通事故で車や道路に頭を強く打ち付けて大けがをしたり、亡くなっています。

ヘルメットを着けて、命を守りましょう。

このほか、

- 傘差し運転
 - 飲酒運転
 - 携帯電話使用の運転
- も禁止です。



交差点では 信号と一時停止の標識を守って 安全確認しましょう

止まれの標識は、自転車も守らなければなりません。



建物や壁などで左右の見とおしが悪い交差点を通行するときは、止まれの標識がなくても**速度を落として安全確認**しましょう。



交通事故を起こした 交通事故にあった場合は

- けが人の保護
- 警察(110番)への通報をしましょう。

運転前の点検も忘れずに

自転車を運転する前に

- ブレーキはしっかりかかるか
- タイヤの空気は入っているか、ひび割れはないか
- イスの高さが自分に合っているかをチェックして、安全に使える状態を保ちましょう。

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。